

4月より生活困窮者  
自立支援法スタート

# 生活にお困りの方の 支援を行います



近所の人との  
交流を持ちたい

引きこもりの  
子どもが心配

子どもに  
勉強をさせて  
あげたい

借金の返済に  
困っている

仕事が  
見つからない

生活の悩み  
どこに相談？



「経済的に苦しい」「日々の生活に困っている」そんな不安や悩みを抱えている方を支援する法律が、今年4月から施行されました。その支援内容についてお知らせします。

【詳細】総合福祉課 Ⅸ(32)6189

## ■生活にお困りの方の 複合的な課題を解消

長引く景気低迷により雇用を取り巻く環境はいっそう厳しくなり、非正規雇用や収入が低い方、働ける世代で生活保護を受ける方などが増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化によるコミュニティの変化など、社会的孤立によって誰にも相談できない状況も広がっています。

このような社会変化の中では、誰もが生活に困ってしまう恐れがあり、自立するための支援が急がれています。

しかし、近年の生活上の課題は、経済的問題のほか、心身の問題、家庭の問題など複合的な課題を抱えています。こうした複合的な課題に対応し、自立した生活を営めるようにするための相談・支援（自立相談支援事業）を行います。

## ■自立相談支援事業とは

生活上の困り事や不安を抱えている場合、苫小牧市総合福祉課窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。相談は無料です。

## 対象となる方

生活保護を受給していない方で、生活にお困りで、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方はどなたでも相談できます。年齢に制限はありません。

また、失業している方、ホームレス、ニート、引きこもりで悩んでいる方など、生活に不安を抱えている方はご相談ください。

## ■関係機関と連携して 取り組みます

生活にお困りの方に、包括的な支援が提供されるよう市の教育、税、公共料金、福祉事務所などのほか、ハローワークなど庁外のいろいろな関係機関とも緊密な連携体制を構築し、苫小牧市全体をあげて、相談者を支援していきます。

